

令和7年度水質検査計画
別表1
(越知上水道)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査頻度	令和7年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	0.002	<0.001	1回/3月	1回/3月	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	0.010	0.004	<0.004	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.78	0.43	0.42	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	0.06	0.06	0.06	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	0.03	0.06	0.04	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.06	0.08	0.07	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	<0.002	0.008	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.006	<0.002	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	4	3	4	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	3.2	3.4	2.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	47	47	42	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	89	74	67	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソボリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	0.003	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8~8.6	×	7.1	7.0	7.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- グレーの塗りつぶしは省略不可。

令和7年度水質検査計画
別表2
(本村簡易水道)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査頻度	令和7年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	19	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	0.012	0.014	<0.004	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.45	0.47	0.41	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	0.02	0.03	0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.08	0.21	0.13	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	0.0007	0.0006	0.0008	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.00054	<0.0005	0.0006	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	0.006	0.006	0.006	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.002	0.003	0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	4	4	4	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	3.8	4.4	3.5	1回/3月	1回/年	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	42	45	42	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	68	75	80	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	1回/年	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソボリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	1回/年	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	0.004	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8~8.6	×	7.5	7.5	7.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- グレーの塗りつぶしは省略不可。

令和7年度水質検査計画
別表3
(楠神(上)簡易水道)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査頻度	令和7年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≤100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≤0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≤0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≤0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≤0.01	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≤0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≤0.05	○	0.001	0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≤0.04	○	0.019	0.005	0.008	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≤0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≤10	○	0.30	0.38	0.34	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≤0.8	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≤1	○	0.03	0.10	0.08	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基14	四塩化炭素	≤0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≤0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≤0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≤0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≤0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≤0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≤0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≤0.6	×	0.06	0.07	0.06	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≤0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≤0.06	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≤0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≤0.1	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≤0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≤0.1	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≤0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≤0.03	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≤0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≤0.08	×	<0.005	0.007	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≤1	○	0.007	0.006	0.004	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≤0.2	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≤0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≤1	○	0.009	0.009	0.006	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≤200	○	2	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≤0.05	○	0.002	0.004	0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≤200	×	2.4	2.7	2.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≤300	○	56	63	57	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基40	蒸発残留物	≤500	○	67	76	89	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≤0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≤0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	1回/年	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソボリネオール	≤0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	1回/年	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≤0.02	○	<0.002	<0.002	0.003	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基45	フェノール類	≤0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≤3	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8~8.6	×	8.3	8.2	8.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≤5	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≤2	×	0.17	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- グレーの塗りつぶしは省略不可。

令和7年度水質検査計画
別表4
(補神(下)簡易水道)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査頻度	令和6年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≤100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≤0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≤0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≤0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≤0.01	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≤0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≤0.05	○	0.002	0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≤0.04	○	0.006	0.006	<0.004	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≤0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≤10	○	0.43	0.40	0.39	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≤0.8	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≤1	○	0.05	0.10	0.09	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≤0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≤0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≤0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≤0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≤0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≤0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≤0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≤0.6	×	0.17	0.09	0.13	1回/3月	1回/3月	省略不可項目※平成20年度新規追加項目
基22	クロロ酢酸	≤0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≤0.06	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≤0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≤0.1	×	0.0009	0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≤0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≤0.1	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≤0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≤0.03	×	0.0007	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≤0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≤0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≤1	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≤0.2	○	0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≤0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≤1	○	0.002	0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≤200	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≤0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≤200	×	2.3	4.0	2.5	1回/3月	1回/年	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≤300	○	67	69	63	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基40	蒸発残留物	≤500	○	89	85	110	1回/3月	1回/年	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≤0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≤0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	1回/年	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソボリネオール	≤0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	1回/年	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≤0.02	○	<0.002	<0.002	0.004	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基45	フェノール類	≤0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≤3	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8~8.6	×	8.3	8.2	8.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≤5	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≤2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- グレーの塗りつぶしは省略不可。

令和7年度水質検査計画
別表5
(清水簡易水道)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査頻度	令和7年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	0.007	0.005	<0.004	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.16	0.33	0.26	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	<0.01	<0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.13	0.11	0.15	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	0.0086	0.01	0.0075	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	0.0048	0.0053	0.0032	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	<0.0005	<0.0005	0.0013	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	0.011	0.013	0.012	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	0.0048	0.0055	0.0024	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.0024	0.0027	0.0036	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	<0.002	<0.002	0.003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	0.007	0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	<0.002	0.004	0.006	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	2	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	2.7	2.5	2.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	19	33	31	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	38	57	69	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソボリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	0.003	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	0.4	0.5	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8~8.6	×	7.8	7.8	7.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	<0.5	0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- グレーの塗りつぶしは省略不可。

令和7年度水質検査計画
別表6
(鎌井田簡易水道)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査頻度	令和6年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	<0.0003	<0.0003	0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	0.028	0.004	<0.004	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.56	0.43	0.38	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	<0.01	<0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.11	0.14	0.13	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	0.0065	0.0099	0.0075	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	0.003	0.007	0.004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	<0.0005	<0.0005	0.00077	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	0.009	0.012	0.010	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	0.003	0.0058	0.0032	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.0023	0.0030	0.0030	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	0.010	0.014	0.019	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	<0.005	<0.005	0.0074	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	<0.002	0.003	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	3	4	4	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	0.004	0.006	<0.001	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	3.1	3.2	3	1回/3月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	22	33	33	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	50	57	79	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソボリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	0.003	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	0.6	0.6	0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8~8.6	×	7.9	7.9	7.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	1.2	0.8	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	0.5	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- グレーの塗りつぶしは省略不可。

令和7年度水質検査計画
別表7
(遊行寺簡易水道)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査頻度	令和7年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	0.0004	0.0006	0.0004	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	0.005	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.33	0.26	0.24	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	0.018	0.024	0.024	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.06	0.08	0.08	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	<0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.010	0.006	0.006	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	2.4	2.5	2.3	1回/3月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	34	31	32	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	63	48	70	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソボルネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	0.005	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8~8.6	×	7.4	7.4	7.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- グレーの塗りつぶしは省略不可。

令和7年度水質検査計画
別表8
(片岡簡易水道)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査頻度	令和7年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	0.0009	0.0007	0.0009	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	0.011	0.008	0.006	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.48	0.45	0.42	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	0.07	0.07	0.07	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	0.02	0.02	0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.16	0.15	0.10	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	<0.0005	<0.0005	0.00063	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	0.019	0.015	0.018	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.015	0.013	0.015	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	5	5	5	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	3	3	3	1回/3月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	50	52	48	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	84	85	100	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソボルネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	0.003	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8~8.6	×	7.5	7.5	7.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- グレーの塗りつぶしは省略不可。

令和7年度水質検査計画
別表9
(宮ヶ奈路)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査頻度	令和7年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	0.006	0.006	0.005	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.22	0.27	0.22	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	<0.1	0.1	0.012	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.22	0.51	0.14	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	0.0072	0.0039	0.0069	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	<0.0005	0.00094	0.0013	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	0.010	0.006	0.011	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.0026	0.002	0.0031	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	0.00546967	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	0.012	0.013	0.014	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.005	0.004	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	2	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	0.0019	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	3.1	2.5	2.9	1回/3月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	26	35	39	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	72	61	70	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソボルネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	0.006	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	0.3	0.3	0.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8~8.6	×	7.6	7.7	7.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- グレーの塗りつぶしは省略不可。

令和7年度水質検査計画
別表10
(清助)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査頻度	令和7年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≤100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≤0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≤0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≤0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≤0.01	○	<0.0003	<0.0003	0.00032	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≤0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≤0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≤0.04	○	0.007	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≤0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≤10	○	0.22	0.37	0.32	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≤0.8	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≤1	○	<0.01	<0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≤0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≤0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≤0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≤0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≤0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≤0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≤0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≤0.6	×	<0.05	0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≤0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≤0.06	×	0.0013	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≤0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≤0.1	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≤0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≤0.1	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≤0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≤0.03	×	0.0006	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≤0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≤0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≤1	○	0.006	0.006	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≤0.2	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≤0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≤1	○	0.006	0.005	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≤200	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≤0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≤200	×	2.6	2.6	2.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≤300	○	27	35	31	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	≤500	○	47	71	59	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≤0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≤0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソボリネオール	≤0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≤0.02	○	<0.002	<0.002	0.006	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基45	フェノール類	≤0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≤3	×	0.5	0.9	0.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8~8.6	×	7.8	7.7	7.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≤5	×	0.9	2.3	1.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≤2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- グレーの塗りつぶしは省略不可。

令和7年度水質検査計画
別表11
(宮地下)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査頻度	令和7年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≤100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≤0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≤0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≤0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≤0.01	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≤0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≤0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≤0.04	○	0.014	<0.004	0.004	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≤0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≤10	○	0.75	0.87	0.69	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≤0.8	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≤1	○	<0.1	0.02	0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≤0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≤0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≤0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≤0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≤0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≤0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≤0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≤0.6	×	0.08	0.09	0.08	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≤0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≤0.06	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≤0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≤0.1	×	0.0011	0.0012	0.0018	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≤0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≤0.1	×	0.002	<0.002	0.004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≤0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≤0.03	×	0.0006	0.0006	0.0008	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≤0.09	×	0.0008	<0.0005	0.0012	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≤0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≤1	○	0.025	0.034	0.028	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≤0.2	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≤0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≤1	○	0.008	0.008	0.007	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≤200	○	5	5	5	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≤0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≤200	×	3.3	3.7	3.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≤300	○	64	81	65	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基40	蒸発残留物	≤500	○	92	120	110	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≤0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≤0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソボリネオール	≤0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≤0.02	○	<0.002	<0.002	0.002	1回/3月	1回/3月	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基45	フェノール類	≤0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≤3	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8~8.6	×	6.8	6.8	6.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≤5	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≤2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- グレーの塗りつぶしは省略不可。

令和7年度水質検査計画
別表12
(野老山)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査頻度	令和7年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	0.007	0.006	0.007	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	0.015	0.008	0.008	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.45	0.33	0.26	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	0.06	0.06	0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	0.04	0.02	0.07	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.14	0.07	0.06	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	0.0026	0.005	0.0019	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	0.0045	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	0.0011	0.0010	0.0013	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	0.005	0.006	0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.0018	0.0021	0.0019	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	0.009	0.002	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	0.007	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	<0.002	0.0061	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	3	5	4	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	2.7	3.1	2.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	81	75	83	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	120	83	100	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソボリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	0.004	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	<0.3	0.5	0.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8~8.6	×	8.0	8.0	8.0	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- グレーの塗りつぶしは省略不可。